

# 標準引越運送約款改正に係る検討課題

---

# 標準引越運送約款改正に係る検討課題①

## 1. 積合せによる引越運送についての標準引越運送約款の適用の可否について(資料2参照)

### 背景

- 今後、単独世帯数の増加が見込まれ、1台のトラックで複数の引越利用者の荷物を運送する積合せ運送による引越の増加が予想される。
- 積合せ運送による引越についても、見積もりを行うなど通常の1台貸切りによる引越運送と同様の形態となっている。

### 論点

- 標準引越運送約款の適用対象は「車両を貸し切ってする運送」に限定されているが、積合せ運送による引越(特別積合せ運送による引越を除く)についても標準引越運送約款が適用されるよう対象を拡大してはどうか。

### 第1回検討会での主な意見

- 消費者側からすると、特別積合せ運送による引越と積合せ運送の違いが分からない。
- 特別積合せ運送による引越の場合、標準貨物自動車運送約款を適用した上で、料金はパック料金を使用している。一方、車両を貸し切って行う一般の引越の場合、見積書という形で積み上げ方式で行っており、異なる約款を適用している。
- 特別積合せ運送による引越についても引越運送約款を適用するのであれば、一部独自約款を作るような形になるので、モデル約款のようなものをご提示いただきたい。

# 標準引越運送約款改正に係る検討課題②

## 2. 解約・延期手数料について(資料3参照)

### 背景

- 運転者不足等が課題となっており、人や車両の確保が非常に困難となっている。
- 引越事業者は引越の3日前以前から車両及び作業員の手配を行っている場合もあり、2日前の時点で解約・延期が生じた場合、他の仕事を受注することが困難であることから、引越の2日前～当日に解約・延期が生じた場合には、運転者や作業員を他で活用することが難しく、損失が発生している。
- 他のモードと比較しても引越約款における解約・延期手数料率は低く設定されている。

### 論点

- 申込者に対する見積書の記載内容の変更の有無についての確認を、見積書に記載した荷物の受取日の「2日前までに」から「3日前までに」に見直してはどうか。
- 解約・延期手数料を請求することができる日及び手数料率を見直してはどうか。

### 第1回検討会での主な意見

- 解約手数料の対象は運賃となっているが、運賃と附帯作業料の区別がわかりにくい。
- 実態を示す具体的な数値のデータや他の業態の約款の制度も参考としつつ、具体的な解約手数料率の数字を次回検討会に提示していただきたい。

## 3. その他(資料4参照)

## 背景

- 荷物のき損・滅失に係るトラブルが発生した場合、現行の規定は消費者にとって必ずしもわかりやすい内容となっていないとの意見がある。
- 具体的には、
  - ・標準引越運送約款第25条においては荷物の一部滅失又はき損についての責任は、荷物を引き渡した日から3月以内に通知を発しない限り消滅となっている一方、
  - ・第27条においては、荷物の滅失、き損又は遅延についての責任は、荷物を受け取った日から1年を経過したときは時効によって消滅となっており、  
両条文の関係性がわかりづらい内容となっているとの意見がある。

## 論点

- 標準引越運送約款第25条第1項の責任の特別消滅事由と同約款第27条第1項の時効の規定を整理すべきか。

## 第1回検討会での主な意見

- 特になし